

広島県告示第七百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。  
令和四年九月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ふるかわ耳鼻咽喉科	三原市円一町一丁目一番二二号	令和四年九月一日
いやさか腎クリニック	廿日市市阿品台四丁目一番二四号	令和四年八月一日
かなりあ歯科・小児歯科	廿日市市佐方四丁目三番二六号 木原ビル 一階	令和四年九月一日
訪問看護ステーション ACTひろしまリベルタ	安芸郡坂町坂西二丁目 一番二二二二号	令和四年五月一日